

祖父母等による3歳未満児在宅保育支援給付金支給要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症への感染の不安から、保育所等を利用せず在宅で児童を保育する世帯を支援することを目的に、3歳未満児を在宅で保育する祖父母等に対し、在宅保育支援給付金（以下「給付金」という。）を支給するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童及び支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 支給を開始する月の初日において、千葉市内に居住する3歳未満児（満3か月に達する月の翌月初日から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども）であること
- (2) 支給を開始する月の初日において、保護者の労働する時間が月64時間以上を常態としていること
- (3) 給付金の支給を受けようとする月において、保育園等または幼稚園等を週2日以上継続して利用していないこと
- (4) 給付金の支給を受けようとする月において、一時預かり事業（定期利用）を利用していないこと

2 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、支給を開始する月の初日において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 千葉市内に居住する対象児童の父母を除く満20歳以上の3親等以内の親族であること
- (2) 対象児童の保護者の労働する時間中に、対象児童を在宅（対象児童又は支給対象者の居住する住宅に限る）にて保護者の代わりに監護するものであること

(支給額)

第3条 給付金の支給額は、対象児童一人につき月額10,000円とする。

(申請)

第4条 対象児童の保護者は、年度ごとに給付金支給申請書（様式第1号）に申請書補助票（様式第2号）及びその他申請に必要な書類を添えて、支給を開始する月の15日（15日が土、日、祝日の場合は翌開庁日）までに市長に申請しなければならない。

2 対象児童の保護者は、前項の申請内容に変更が生じた場合、申請内容変更届（様式第3号）を市長に届けなければならない。

(支給の決定等)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、審査の上、給付金の支給の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、給付金の支給を決定したときは、給付金支給決定通知書

(様式第4号)により、前条の申請を行った申請者に支給期間を通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により、給付金の支給を行わないと決定したときは、給付金不支給決定通知書(様式第5号)により、前条の申請を行った申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前条第2項の規定の届けにより、支給期間及び支給対象者に変更があった場合、給付金支給決定通知書(様式第4号)により、変更後の支給期間又は期間を通知する。

(在宅保育の状況の確認)

第6条 市長は、支給決定期間中、月に1度、指定した保育所等で対象児童及び支給対象者と面接等を行い、対象児童の在宅保育の状況等を確認する。

(給付)

第7条 市長は、第5条の規定により給付金の支給をする場合、支給対象者に対し給付金支給通知書(様式第6号)を通知し、給付金を支給する。ただし、前条に規定する面接等による対象児童の在宅保育の状況等の確認を実施されなかった月については、支給の対象としない。

- 2 給付金は、7月、10月、1月、4月にそれぞれ前3か月分を支給する。ただし、市長が特段の理由があると認めた場合はこの限りではない。

(給付金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、その者にすでに支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和2年9月16日から施行し、令和7年3月31日に廃止する。